

関西電力株式会社大飯発電所第3号機の
原子炉等規制法に基づく工事の計画の認可申請の概要

1. 申請者及び申請年月日等

申請者：関西電力株式会社 取締役社長 岩根 茂樹

申請年月日等：

平成30年 9月28日（関原発第294号）

補正年月日等：

平成30年12月21日（関原発第437号）

2. 発電用原子炉を設置する工場又は事業所の名称及び所在地

名称：大飯発電所

位置：福井県大飯郡おおい町大島

3. 発電用原子炉施設の出力及び周波数

出力： 4, 710, 000 kW

第1号機： 1, 175, 000 kW（平成30年11月22日付け関原発第410号をもって申請された廃止措置計画について審査中）

第2号機： 1, 175, 000 kW（平成30年11月22日付け関原発第411号をもって申請された廃止措置計画について審査中）

第3号機： 1, 180, 000 kW（今回申請分）

第4号機： 1, 180, 000 kW

周波数： 60 Hz

4. 申請範囲

その他発電用原子炉の附属施設

1 非常用電源設備

4 非常用電源設備の基本設計方針、適用基準及び適用規格

5 設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する次の事項

(1) 品質保証の実施に係る組織

(2) 保安活動の計画

(3) 保安活動の実施

(4) 保安活動の評価

(5) 保安活動の改善

2 常用電源設備

4 常用電源設備の基本設計方針、適用基準及び適用規格

- 5 設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する次の事項
 - (1) 品質保証の実施に係る組織
 - (2) 保安活動の計画
 - (3) 保安活動の実施
 - (4) 保安活動の評価
 - (5) 保安活動の改善

5. 工事の計画の内容

種類：発電用原子炉の基数の増加の工事以外の工事

内容：その他発電用原子炉の附属施設であって、非常用電源設備に係るもの及び常用電源設に係るもの

6. 申請の理由

平成29年8月25日付け原規規発第1708254号にて認可された大飯発電所第3号機の工事の計画について、その他発電用原子炉の附属施設のうち非常用電源設備において、高エネルギーのアーク放電による電気盤の損壊の拡大を防止するために必要な措置を講じる。

また、大飯発電所第3号機その他発電用原子炉の附属施設のうち常用電源設備において、大飯発電所に接続する500kV送電線の系統構成が一部変更となることから、要求事項に対する適合性を示すため、工事計画を申請する。